南砺市民間賃貸住宅居住補助金

34歳以下の方が市内のアパート等民間賃貸住宅に入居した場合に補助金を交付します。

1. 補助金の対象経費、補助額、補助率

対象経費	補助率	補助上限（月額）	補助対象期間（※）
民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）	1/2	2万円	最長3年間

※補助月額は、千円未満の端数は切り捨てとなります。
※補助対象期間は、下記「3. 申請の流れ」②に記載の指定通知の日の翌月から36カ月です。

2. 交付対象者

令和7年3月1日以後に民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、居住を開始した方で、以下の要件を満たす方

【重要】入居（住所を定めた日）から 1 年以内に「3. 申請の流れ」①に記載の「指定申請」を行う必要があります。

- 34 歳以下の方（※）が、同一世帯内に含まれること　※指定申請の日現在の年齢
- 賃貸借契約の名義人であり、本人又は同一世帯内の親族が家賃を支払っていること
- 居住開始から基準日（1月1日）まで引き続き市の住民基本台帳に記録されていること （ただし外国人の場合は、永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者のいずれかの在留資格を有する方に限ります。）
- 生活保護を受けていないこと
- 賃借料に係る市の他の補助金を受けていないこと、及び世帯員に過去この補助金を受けた方がいないこと
- 世帯全員に市税の滞納がないこと
- 次の住宅に該当しないこと： 市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅・寮等の居住者が雇用主から貸与された住宅、南砺市不動産バンクに登録された住宅、3親等以内の親族が所有する住宅

3. 申請の流れ

① 指定申請（窓口・郵送またはオンライン）

賃貸借契約をし、**当該住宅に住所を定めた日から1年以内に**、「交付対象者指定申請書（様式第1号）」と添付書類を政策推進課に提出してください。**オンラインで申請することも可能です。**

② 指定通知

市で申請内容を審査後、交付対象者指定通知書を申請者に送付します。 指定通知書には家賃補助の対象期間（指定通知日の翌月から 3 年間）が記載されています。 **指定通知書は大切に保管してください。**

③ 補助金の交付申請（窓口または郵送）

②の通知を受けた交付対象者は、**毎年 1月1日から 1 月31日まで**の間に、**その前年（1～12 月）の対象期間中に支払った家賃**について、補助金の交付申請をしてください。

（令和8年4月に対象期間が始まった場合、令和8年4月～12月に支払った家賃分を、令和9年1月に申請します）

対象となる方へは、毎年 12 月頃に市から「交付申請書兼請求書（様式第4号）」の様式を郵送します。添付書類を添えて、期限までに政策推進課に提出してください。

④ 補助金の交付

交付申請の内容を審査後、③の請求書に記載された申請者本人名義の口座に補助金を振込みます。

4. 提出書類

① 指定申請時（住所を定めた日から1年以内に提出）　オンライン申請はこちらから→

	書類	備考
□	南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定申請書（様式第1号）	様式は政策推進課の窓口または南砺市ホームページで入手可
□	賃貸借契約書の写し（契約者及び家賃の額が記載されているもの）	
□	世帯全員の住民票の写し	・マイナンバー以外全て記載があるもの ・発行日から3カ月以内のもの （マイナンバーカード利用でコンビニでも取得可能です）
□	その他市長が必要と認める書類	

③ 補助金の交付申請時（毎年1月に提出）

	書類	備考
□	南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付申請書兼請求書（様式第4号）	対象となる方へは、12月頃に政策推進課から様式を郵送します。
□	家賃の領収書の写し又は家賃の支払いを証する書類の写し	
□	世帯全員の住民票の写し	基準日（申請年度の1月1日）以降に交付されたもので、マイナンバー以外全て記載があるもの
□	世帯全員の市税の完納証明書（南砺市補助金等申請用完納証明書の様式によるもの）または非課税証明書	基準日以降に市民センター窓口で交付を受けたもの（高校生以上が提出対象） 完納証明書の様式は、12 月頃に政策推進課から郵送します。
□	振込先を確認できるもの （通帳、キャッシュカード等の写し）	申請者名義の口座であること （申請者の家族名義の口座は不可）
□	その他市長が必要と認める書類	

5. 注意事項

- 虚偽の申請などの不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還いただきます。
- 市内での転居、市外への転出、家賃の変更など、指定内容に変更があった場合は、すみやかに「南砺市民間賃貸住宅居住補助金指定内容変更届（様式第3号）を提出してください。右の QR コードからオンラインでの届け出も可能です。

オンラインでの届出はこちらから

- 補助金の交付申請を行えるのは、基準日（1月1日）の時点まで引き続き南砺市に住所を有する方のみとなります。そのため、南砺市外に転出した場合は、当該年度以降、補助金の交付申請はできませんのでご注意ください。

例：補助対象期間が令和8年4月～令和 11年3月の方の場合

ケース1：　令和8年9月に、市内の別の賃貸住宅に転居
⇒転居後も引き続き、対象期間終了まで家賃補助を受けられます。

ケース2：令和8年9月に、市内の持ち家や社員寮等（賃貸住宅以外）に転居
⇒令和8年4月～8 月（退去日の前月まで）に支払った家賃は、令和9年1月に申請可能。

ケース3：　令和8年9月に、南砺市外に転出
⇒基準日（令和9年1月1日）時点で市に住所がないため、交付申請不可。
令和8年4月～9月に支払った家賃についても、補助は受けられません。

【問合せ】
南砺市　総合政策部　政策推進課（南砺市荒木1550　南砺市役所3階）
TEL:0763-23-2052　MAIL:nanananto@city.nanto.lg.jp

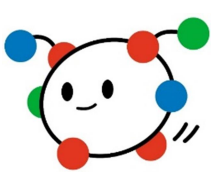

R8 年度版